

香川県食品ロス削減推進計画

令和 3 年 3 月

香 川 県

目 次

第1章 総論	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 食品ロスの現状と削減の意義	
1 日本の食品ロスの現状	3
2 食品ロス削減の意義	3
第3章 香川県における食品ロス発生量と課題	
1 家庭系食品ロス	4
2 事業系食品ロス	4
3 本県における食品ロス発生量	6
4 本県における課題	7
第4章 食品ロス削減に向けた基本的方向性	8
第5章 食品ロスの削減を推進するために求められる役割と行動	
1 消費者	9
2 農林漁業者・食品関連事業者	10
3 関係団体（消費者団体、NPO、フードバンク団体、子ども食堂等）	11
4 県及び市町	11
第6章 基本的施策	
1 教育及び学習の振興、普及啓発等	12
2 事業者の取組みに対する支援	14
3 表彰制度	14
4 実態把握及び先進的事例等に関する情報収集と情報提供	14
5 フードバンク活動への支援等	15
第7章 数値目標	16
第8章 計画の推進体制及び進行管理	
1 計画の推進体制	17
2 関連する施策等との連携	17
3 計画の進行管理	17

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生しています。食品ロスの問題については、平成27年（2015年）の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ²」で言及されるなど、国際的にも重要な課題となっており、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

このような中、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年（2019年）10月から施行されました。また、令和2年（2020年）3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されています。

食品ロス削減推進法では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本県では、これまでに食品ロスを減らす生活習慣を環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』と名付けて県民に提案し、主に家庭から発生している食品ロスの削減に向けた取組みを実施してきたところですが、今後は食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、事業者から発生している食品ロスの削減にも取り組む必要があるほか、事業者、消費者、県、市町、関係団体等の多様な主体が連携し、本県の現状や特性に応じた取組みを実施し、食品ロスの削減を推進する必要があります。

このような状況を受け、本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、同法第12条第2項の規定に基づき、香川県環境基本計画や香川県廃棄物処理計画、香川県消費者教育推進計画及びかがわ食育アクションプラン等、関係法令に基づく各種計画と調和を図ります。

¹ 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（※食品廃棄物には、食品ロスのほか、魚・肉の骨等の食べられない部分が含まれる。）

² 2015年9月の国連総会で採択された2030年までの国際開発目標（SDGs）

3 計画期間

計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。

第2章 食品ロスの現状と削減の意義

1 日本の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 612 万トン（平成 29 年度（2017 年度））で、国民一人一日当たり約 132 g（お茶碗 1 杯分）の食品ロスを出していると推計されています。

内訳は、一般の家庭から発生する「家庭系食品ロス」が 284 万トン（46.4%）、食品製造業や食品小売業、外食産業等の事業者から発生する事業系食品ロスが 328 万トン（53.6%）となっています。

主な発生要因は、家庭系食品ロスが「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」、事業系食品ロスが「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、「作りすぎ」、「食べ残し」となっています。

2 食品ロス削減の意義

日本全体の食品ロスの量（612 万トン）は、国連の食料援助量の約 380 万トン³の約 1.6 倍にもなります。

国際食糧農業機関（FAO）の報告⁴によると、世界で飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約 8 億人にのぼり、世界人口の 9 人に 1 人に相当します。

こうしたなか、日本の食料自給率（カロリーベース）は 37%⁵と先進国の中で最低水準であり、食料の多くを海外からの輸入に依存している一方で、大量の食品ロスを出しています。

また、食料を生産するためには多くのエネルギーを必要としており、食料生産に伴う CO2 排出量は、世界全体の排出量の約 25% を占めるとされている中、廃棄される食料のためにも CO2 が排出されており、エネルギーの無駄や地球温暖化の要因ともなっています。

このような中、平成 27 年（2015 年）に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく「持続可能な開発目標（SDGs）」では、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられており⁶、食品ロスの削減は国際的な課題となっています。

そのため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用し、食品ロスを削減していくことが重要です。

食品ロスの削減により、廃棄物の発生抑制（リデュース）が図られるほか、家計負担の軽減も期待されます。

³ 国際連合世界食糧計画(WFP) 2017 年実績

⁴ 国際連合食糧農業機関(FAO)「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD(2019)」

⁵ 農林水産省「平成 30 年度食料需給表」2018 年度食料自給率(カロリーベース)

⁶ 目標 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる

第3章 香川県における食品ロス発生量と課題

1 家庭系食品ロス

平成30年度に高松市、令和元年度に三豊市が家庭系食品ロスの実態調査⁷を実施しており、高松市は一人一日当たり50.1g、三豊市は同45.7gの食品ロスが発生していると推計しています。

両市が推計している一人一日当たり発生量に人口を乗じて両市の食品ロス発生量を算出し、両市と県全体の人口比率を勘案して本県における家庭系食品ロスの発生量を算出した結果、年間17,489トンが発生しているものと推計されます。

また、年間発生量を県全体の人口で割り戻した結果、県民一人一日当たり49.5gの食品ロスが発生しているものと推計されます。

	一人一日当たり発生量 (a)	人 口 (b)	食品ロス発生量(年間) (a)*(b)*365日/1,000,000
高松市	50.1g	420,529人	7,690t
三豊市	45.7g	64,129人	1,070t
香川県	49.5g	967,640人	17,489t

※(a):高松市及び三豊市が実施した組成調査の結果に基づく

※(b):香川県人口移動調査報告(平成29年10月1日現在)

両市の調査結果によると、食品ロスの内訳は、「100%残存の直接廃棄(手付かず食品)」の割合が最も高く、次いで「食べ残し」となっています。

令和2年8月に実施した県政モニターアンケートにおいても、家庭で出してしまう食品ロスで最も多いのが「期限切れにより手付かずで捨てられる食品」(53.1%)、次いで「食べ残し」(33.1%)との結果でした。

一方で、回答者の99.7%が食品ロスを出さない(食品を無駄にしない)ために何らかの取組みを行っており、「冷凍保存を活用する」(54.2%)、「賞味期限を過ぎても自分で食べられるか判断する」(46.9%)、「冷蔵庫などの食材の種類・量・期限表示を確認する」(42.7%)を実施している割合が高くなっています。

2 事業系食品ロス

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上の事業者)が実施している定期報告の結果や、国が公表している各種統計調査

⁷ 調査対象地域のごみステーションに出された可燃ごみを開封し、組成を調べることによって、食品ロスの実態を調査するもの

の結果から、本県における事業系食品ロスの発生量を推計しました。

①食品リサイクル法に基づく定期報告対象事業者の推計

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者（年間発生量 100 トン以上の事業者）は、農林水産省に定期報告が義務付けられており、農林水産省が定期報告の結果を取りまとめて都道府県別・業種別の発生量を公表しているため、この数値を活用して算出します。

ただし、食品リサイクル法に基づく定期報告の対象は、食べられないものを含んだ「食品廃棄物」であり、この中から食品ロスだけを抽出する必要があります。

そこで、本県における業種ごとの食品廃棄物発生量（B）に農林水産省が公表している業種ごとの可食部率⁸（C）を乗じることによって食品ロスを抽出した結果、年間発生量は 14,793 トンと推計されます。

	食品廃棄物発生量 (全国) (A)	食品廃棄物発生量 (香川県) (B)	可食部率 (C)	食品ロス発生量 (全国) (D)=(A)*(C)	食品ロス発生量 (香川県) (E)=(B)*(C)
食品製造業	13,456,000t	94,043t	8.4%	1,130,304t	7,900t
食品卸売業	111,000t	178t	61.2%	67,932t	109t
食品小売業	914,000t	9,656t	52.2%	477,108t	5,040t
外食産業	567,000t	2,622t	66.5%	377,055t	1,744t
計	15,048,000t	106,499t		2,052,399t	14,793t

(A),(B): 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告(平成29年度)

(C): 平成29年度食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査報告書
(平成30年3月みずほ情報総研(農林水産省委託業務))

②食品リサイクル法に基づく定期報告対象外の事業者の推計

年間の食品廃棄物発生量が 100 トン未満の事業者については、食品リサイクル法に基づく定期報告の対象外となっており、①と同様の都道府県別データがありません。

一方で、農林水産省は、各種統計調査の結果から、食品リサイクル法の定期報告対象外事業者の食品廃棄物発生量を推計し、全国データを公表していません⁹。

この全国データ (a) に①における香川県の構成比 (b) を乗じることによって、本県における食品リサイクル法の定期報告対象外事業者の食品廃棄物発生量を算出 (c) し、これに①と同様の可食部率 (d) を乗じることによって食品ロスを抽出した結果、本県における食品リサイクル法の定期報告対象外事業者の食品ロス発生量は、年間 5,149 トンと推計されます。

⁸ 食品廃棄物に占める可食部分の割合(本来は食用にできたにもかかわらず、人に食されることなく廃棄されたものの割合)

⁹ 食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)(農林水産省)

	100t未満事業者の 食品廃棄物発生量 (全 国) (a)	①における 香川県の構成比 (b)	100t未満事業者の 食品廃棄物発生量 (香川県) (c)=(a)*(b)	可食部率 (d)	食品ロス発生量 (香川県) (e)=(c)*(d)
食品製造業	193,000t	0.70%	1,351t	8.4%	113t
食品卸売業	71,000t	0.16%	114t	61.2%	70t
食品小売業	218,000t	1.06%	2,311t	52.2%	1,206t
外食産業	1,229,000t	0.46%	5,653t	66.5%	3,760t
計	1,711,000t		9,429t		5,149t

(a): 食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)(農林水産省)

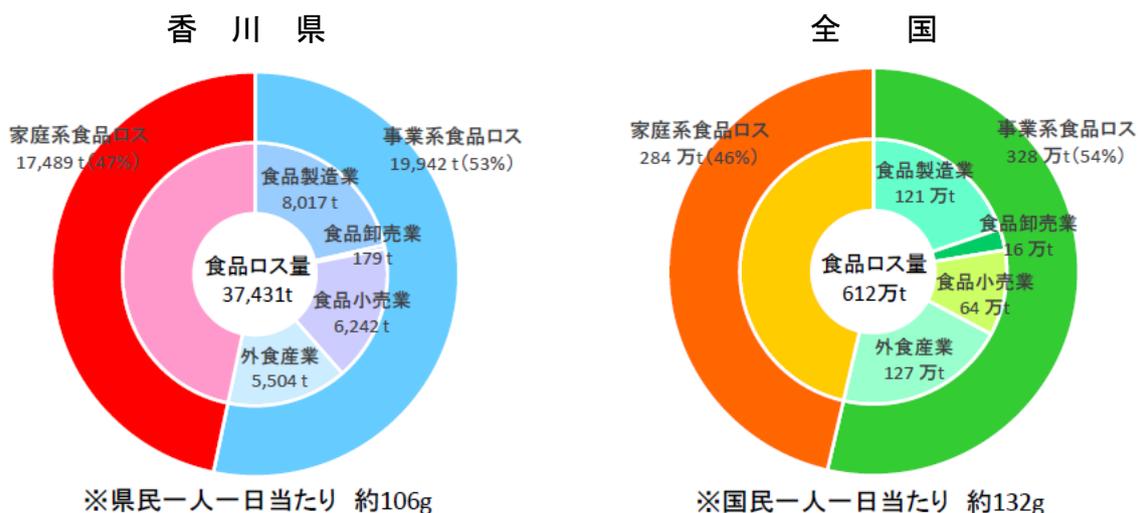
①及び②による推計値を合算すると、本県では年間 19,942 トンの事業系食品ロスが発生しているものと推計されます。

なお、事業系食品ロス発生量に占める業種ごとの構成比は、製造業 40.2%、卸売業 0.9%、小売業 31.3%、外食産業 27.6%で、全国（製造業 37.7%、卸売業 3.7%、小売業 19.4%、外食産業 39.3%）と比較すると、小売業の構成比が高く、外食産業の構成比が低くなっています。

3 本県における食品ロス発生量

1 及び 2 により、家庭系食品ロスと事業系食品ロスをそれぞれ推計した結果、本県における食品ロス発生量は年間 37,431 トンで、県民一人一日当たり 106 g を排出していると推計されます。

		香 川 県 (H29 年度)	全 国 (H29 年度)	香川県の割合 又は全国比
家庭系食品ロス	発生量	17,489 t	2,840,000 t	0.6%
	一人一日当たり	49.5 g	61.3 g	▲11.8 g
事業系食品ロス	発生量	19,942 t	3,280,000 t	0.6%
	一人一日当たり	56.5 g	70.7 g	▲14.2 g
合 計	発生量	37,431 t	6,120,000 t	0.6%
	一人一日当たり	106 g	132 g	▲26 g



4 本県における課題

本県における食品ロスの発生源は、家庭系が 46.7%、事業系が 53.3%で、全国とほぼ同じ割合となっています。

県民一人一日当たりの食品ロス発生量は、家庭系・事業系ともに全国平均を下回っているものの、県全体では毎日 100 トンを超える食品ロスが発生しているものと考えられます。このような状況を県民一人ひとりが認識し、これまで以上に削減に向けた取組みを進める必要があります。

家庭系については、全国では「食べ残し」の割合が最も高くなっていますが、本県では「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が高くなっています。多くの県民が各家庭においてそれぞれ取組みを実施しているところですが、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取組みを重点的に進める必要があると考えられます。

事業系については、本県では全国に比べて小売業から発生する割合が高いことから、小売事業者から発生している食品ロスの削減を図ることが重要であると考えられます。

¹⁰ 家庭から排出される食品廃棄物に対する食品ロスの割合 「食べ残し」14.1%、「直接廃棄」12.5%、「過剰除去」8.3% (令和元年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査(環境省))

第4章 食品ロス削減に向けた基本的方向性

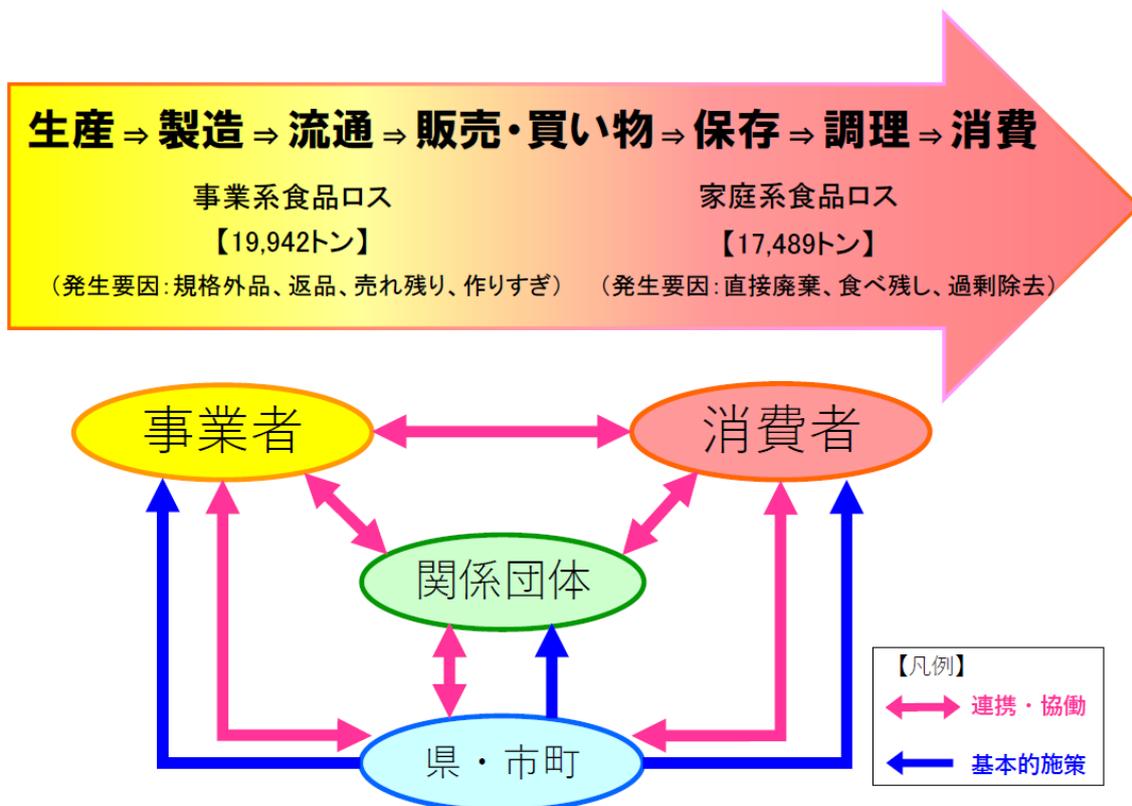
食品ロスを削減するためには、県民や事業者が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、その削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロスの現状とその削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階や買い物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められます。

こうした理解と行動の変革が広がるよう事業者、消費者、県、市町、関係団体等の多様な主体が連携・協働することによって、食品ロスの削減を推進するものとしてします。



食品ロス削減に向けた基本的方向性 概念図

第5章 食品ロスの削減を推進するために求められる役割と行動

食品ロスは消費者及び事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるため、消費者や事業者が以下に掲げる役割と行動を理解し、実践することが重要です。

また、事業者は自らの取組みを消費者に伝え、消費者は食品ロスの削減に取り組む事業者を積極的に利用するなどの双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

これに消費者団体やNPO、行政も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、先進的な取組事例が創出されることが期待されます。

それぞれの主体に求められる役割と行動例は、以下のとおりです。

なお、これらの役割と行動例については、食の安全・安心を損なわないよう、いずれも食品衛生法等の関係法令の規定に抵触しない範囲内で実施するものとします。

1 消費者

食品ロスの現状と削減の必要性について理解を深めるとともに、自身が排出している食品ロスについて適切に把握する必要があります。その上で、以下に掲げる行動例を参考に、自らができることを考え、行動に移すことが必要です。また、食品ロスの削減に取り組む事業者を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も求められます。

①買い物の際	<ul style="list-style-type: none">・事前に家にある食材を確認し、期限表示を理解の上、使い切れる分だけ購入する（メモを活用するなど必要なものだけを購入する）・欠品を許容する意識を持つ・規格外品や訳あり品の販売を許容する意識を持つ・過度な鮮度志向を改め、陳列棚の手前から購入するよう努める
②食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none">・食材に応じた適切な保存と冷蔵庫内の在庫管理により、食材を使い切る・冷凍保存など、自宅のできる長期保存方法を実践する・賞味期限を過ぎた食品であっても、食べられるかどうか個別に判断する
③調理の際	<ul style="list-style-type: none">・家にある食材を計画的に使い切る・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしない・食卓に上げるのは食べきれぬ量とし、食べ残しをしない・食べきれなかったものはリメイク等の工夫をする

④外食の際	<ul style="list-style-type: none"> ・食べきれない量を注文し、提供された料理を食べきる ・会食時には、最初の30分間と最後の10分間に料理を楽しむ時間を設ける「30・10運動」を実践する ・料理が残った場合は、外食事業者からの説明をよく聞き、衛生上の注意事項を理解したうえで、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する
-------	---

2 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深めるとともに、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握して、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。それでもなお発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う必要があります。

また、県及び市町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

①農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外や未利用の農林水産物を有効活用する
②食品製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める ・製造方法の見直しや容器包装の工夫により、賞味期限の延長に取り組む ・賞味期限の大括り化（年月表示など）に取り組む ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体で食品ロス削減に資する適正受注を推進する ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る ・製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用を促進する
③食品卸売 ・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限の緩和等の商慣習の見直しに取り組む ・受発注リードタイムの調整、物流頻度の調整、適正発注の推進等によって、販売段階での売れ残りロスを削減するよう努める ・天候や曜日を考慮した需要予測に基づく仕入れや販売等を工夫する ・季節商品の予約制など、需要に応じた販売を行う ・賞味・消費期限の近い食品の購入を促し、売り切るための取組み（値引き・ポイント付与等）を行う

	<ul style="list-style-type: none"> ・小分けや少量販売など使い切りやすい工夫を行う
④外食事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・天候や曜日、消費者特性を考慮した仕入れ、提供等を工夫する ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み(小盛り・小分けや要望に応じた量の調整等)を導入する ・「30・10運動」の実施を呼び掛ける ・これらを講じたうえでも料理が残ってしまった場合には、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明したうえで可能な範囲で持ち帰りをできることとし、情報提供を行う
⑤食品関連事業者 者に共通する 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包装資材に傷や汚れがあっても、商品である中身が毀損していなければ、そのまま販売することを許容する ・フードシェアリングの活用等により、売り切る工夫を行う ・フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う ・食品ロスの削減に向けた体制を整備するとともに、取組内容や進捗状況について積極的に開示する

3 関係団体（消費者団体、NPO、フードバンク団体、子ども食堂等）

1、2に記載した役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、県及び市町と協働して食品ロスの削減に取り組むとともに、消費者や事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

4 県及び市町

1～3に記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者、関係団体が増えるよう、県は第6章に掲げる基本的施策を推進するとともに、必要な情報提供や技術的助言等により、市町の食品ロス削減推進計画の策定を支援します。

市町は県が実施する施策と連携し、地域の実情に応じた取組みを実施することが求められます。

第6章 基本的施策

本県では、平成28年7月に有識者からなる「香川県食品廃棄物削減推進協議会」を設置して、主に家庭から出る食品ロスの削減を目指して、食品ロスを減らすライフスタイルを環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』と名付け、推進キャラクター『たるる』を活用した普及啓発を中心とする各種施策に取り組んできました。

これまでに、スマート・フードライフセミナーや食品ロス削減レシピコンテストなどの各種啓発イベントを実施したほか、スマート・フードライフの実現に向けて食品ロスを削減する具体的な手法を収録した事例集を作成・配布するなど、スマート・フードライフを普及させるための各種施策を実施してきました。

また、調理を通じて食品ロス削減のコツを学ぶスマート・フードライフ料理教室を県内各地で開催しているほか、くらしのセミナーや環境キャラバン隊などでの出前講座や大型商業施設での啓発イベントの実施、市町と連携した出前イベントでの啓発活動など、さまざまな機会を通じて、幅広い層の県民にスマート・フードライフが認知されるよう努めています。

さらに、会食での食品ロスを減らす取り組みである「30・10運動」の普及啓発にも併せて取り組んでおり、関係団体の協力を得ながら、会食を実施する企業・団体と会食の場を提供する飲食店等の双方に対して実施を呼び掛けているところです。

令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法では、事業者、消費者、県、市町、関係団体等の多様な主体が連携して、食品ロスの削減を総合的に推進することとされており、今後は同法の趣旨を踏まえて事業者から出る食品ロスの削減に向けた施策のほか、本県の現状や特性に応じた施策を推進する必要があります。

そこで、国が実施する食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程における取り組みのほか、本県における食品ロスの現状と特性、これまでに実施してきた施策等を踏まえ、以下の施策に取り組み、食品ロスの削減をより一層、推進します。

1 教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、エシカル消費¹¹や食育に関する取り組みと連携しながら、学校や地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

その際、国が展開している食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」

¹¹ エシカル消費(倫理的消費):人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会¹²等との連携を図ります。

①スマート・フードライフの普及啓発

令和2年8月に実施した県政モニターアンケートでは、94.1%が「食品ロス」という言葉を「知っている」と回答しており、大多数の県民が食品ロスの問題を認知しているものと考えられます。一方で、「スマート・フードライフ」を「知っている」との回答は10.8%にとどまっており、県民に十分に浸透しているとは言えない状況です。

そのため、創意工夫を凝らした普及啓発により、県民へのスマート・フードライフの定着を図ります。

②市町と連携した普及啓発

県民への普及啓発は、県民に身近な市町と連携して実施することが効果的であるため、引き続き、各種イベント等において市町と合同で出展するなど、市町と連携した普及啓発を実施します。

③出前講座等の実施

食品ロスの問題が幅広い世代に認知されるよう、引き続き、環境キャラバン隊やくらしのセミナーにおいて講座を設けます。

各種講座には、県職員のほかに食品ロス削減についての見識を有する者を認定し、講師として派遣するなど、県民がより参加しやすい講座となるよう検討します。

また、動画の配信やオンライン学習ができるツール等を整備することにより、各種講座への参加が難しい場合であっても、食品ロスについて学ぶ機会を確保できるよう努めます。

④「30・10運動」の推進

会食の機会が増えるシーズンを中心として、県民に対する啓発のほか、会食を行う企業・団体と会食の場を提供する飲食店等の双方に対しても実施を呼び掛けるなど、「30・10運動」の定着に向けた取組みをより一層推進します。

⑤SNS等の活用

将来を担う世代に的確に情報発信するため、若い世代が活発に利用するSNSを活用した普及啓発に取り組みます。

¹² 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として、平成28年10月10日に設立された自治体間のネットワーク

2 事業者の取組みに対する支援

先進事例等の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための取組みを推進します。

①「かがわ食品ロス削減協力店制度」の運用

食品ロス削減に取り組む事業者を『かがわ食品ロス削減協力店』として認定・登録し、その取組みを広く周知します。

②規格外や未利用の食品を活用する取組みに対する支援

様々な理由により通常の流通経路での販売等が困難な規格外や未利用の農林水産物を活用（加工・販売等）する取組みを支援します。

また、食品製造の過程で生じる端材や規格外品等を活用する取組みが広がるよう、事業者や関係団体との連携を促進します。

③事業者の取組みに対する消費者理解の促進

食品ロス削減のための商慣習の見直し（賞味期限表示の大括り化、納品期限の緩和等）を推進する事業者の取組みに対して、消費者理解が促進されるよう啓発を実施します。

④事業者と連携した取組みの実施

『かがわ食品ロス削減協力店』の登録店と連携したキャンペーン等を実施します。

3 表彰制度

県民及び事業者等に食品ロス削減の重要性が広く認知され、削減の機運が醸成されるとともに、それぞれの取組みが促進されるよう、優れた取組みや先進的な事例に対する表彰制度を実施します。

4 実態把握及び先進的事例等に関する情報収集と情報提供

新型コロナウイルス感染予防の観点から、本計画策定時点では実施を見合わせた家庭系食品ロスの発生量及び発生要因に関する実態調査（一般廃棄物の組成調査）について、感染状況に配慮しつつ、適時、実施することができるよう、実施主体となる市町との連携を推進します。

また、事業系食品ロスに関する実態をより詳細に把握するため、事業者へのアンケート調査等の実施を検討します。

県政モニターアンケートを継続的に実施し、県民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めます。

食品ロスの削減に向けた先進的・効果的な取組事例に関する情報収集や調

査に努め、情報発信するとともに、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組みについて、情報を共有します。

外出における持ち帰り等、食の安全・安心にとくに留意する必要がある事項については、消費者と事業者が安心して取り組むことができるよう国の動向や先進事例の情報収集に努めます。

5 フードバンク活動への支援等

フードバンク活動(※1)は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者や子ども食堂への支援等の福祉の観点からも意義のある取組みです。

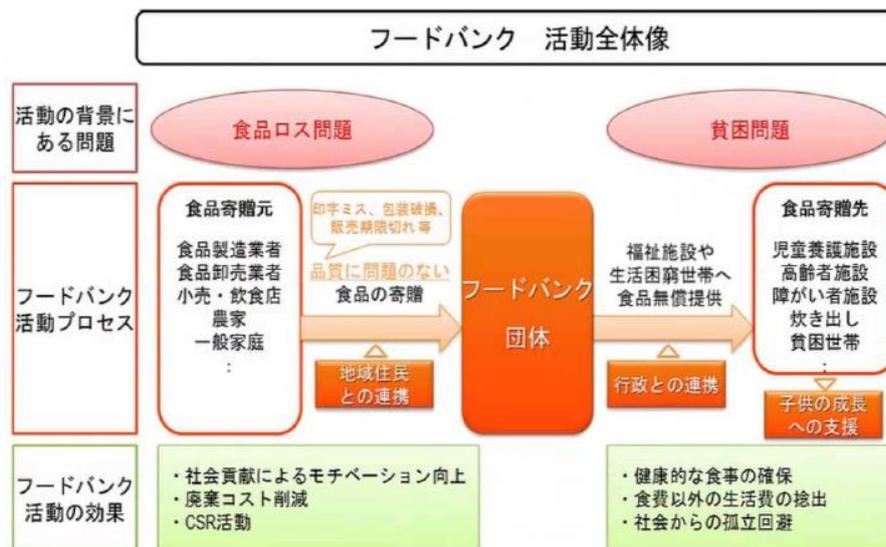
そのため、フードバンク活動の認知度を向上させるとともに、支援が広がるよう、県民及び事業者等に対して、フードバンク活動への理解を促進します。

また、国による検討状況を踏まえ、食品関連事業者及び福祉団体等とフードバンク団体とのマッチングや提供される食品の情報共有等が促進されるよう支援します。

さらに、フードバンク団体の活動基盤の強化に向けて、フードバンク団体と連携を図り、フードドライブ活動(※2)とともに、必要な支援について検討します。

※1 フードバンク活動

包装の破損や印字ミス、賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を事業者等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動



(出典) 一般社団法人全国フードバンク推進協議会 HP

※2 フードドライブ活動

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体を通じて、必要としている福祉団体や施設等に寄付する活動

第7章 数値目標

国においては、家庭系食品ロスは「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスは「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月）において、共に2000年度比で2030年度までに半減させるという目標のほか、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするという目標を設定しています。

国の数値目標を踏まえ、本県においても以下の指標を数値目標として設定し、食品ロスの削減を推進します。

①食品ロスの削減目標

指 標		現 状	目 標
		平成 29 年度 (2017)	令和 12 年度 (2030)
家庭系食品ロス	発生量	17,489 t	13,700 t
	一人一日当たり	49.5 g	39.0 g
事業系食品ロス	発生量	19,942 t	15,600 t
	一人一日当たり	56.5 g	45.0 g
【 合 計 】	発生量	37,431 t	29,300 t
	一人一日当たり	106 g	84 g

【目標設定の考え方】

国は2000年度から2030年度までの30年間で半減（▲50%）の目標を設定しているが、本県においては、データが揃わないことから2000年度の食品ロス発生量を算出することが困難である。

そのため、基準年度を平成29年度（2017年度）として、2030年度までの13年間に国と同じ単年度の削減割合を目指すこととし、基準年度から13年／30年×▲50%÷▲22%程度である一人一日当たり22g（ウインナーソーセージ1本分）の削減を目標とした。

②その他の目標

家庭系食品ロス

県政モニターアンケートにおいて、「家庭で食品ロスを出していないと思う」と回答した人の割合

令和7年度（2025年度）に50%以上（令和2年度：39.2%）

事業系食品ロス

かがわ食品ロス削減協力店の登録店舗数

令和7年度（2025年度）に300店舗以上（令和2年度から登録開始）

第8章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

事業者、消費者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、食品ロスの削減に向けた取組みを推進します。

「香川県食品ロス削減推進協議会」などの場において、事業者、関係団体、行政等の関係者が意見・情報交換を行い、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させるとともに、連携・協力して施策を実施します。

2 関連する施策等との連携

食品ロスの削減については、多岐にわたる施策に位置付けられているため、関係部局と緊密に連携し、関連施策との連携を推進するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献できるよう努めます。

【関連する施策（関係課）】

- ・循環型社会形成推進基本法（廃棄物対策課）
- ・エシカル消費（くらし安全安心課）
- ・食品リサイクル法（農業生産流通課）
- ・食育推進基本計画（健康福祉総務課、教育委員会事務局保健体育課）
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物対策課）

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、市町や事業者などの協力を得て、食品ロスの発生状況に関する実態を定期的に把握し、目標の達成状況や施策の実施状況を継続的に検証するとともに、検証結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを検討することとします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式により、食に関する県民の消費行動や事業者の事業活動に変化が生じる可能性があることから、こうした変化を適切に把握し、柔軟に対応するよう努めます。